

# おらびと芸術館

## 俳句(火の国俳句会)

朝の陽にきらり輝くブルーベリ  
 沖縄忌戦火の憂えいや増せり  
 クーラーを持たない暮し青田風  
 子燕の声賑やかに無人駅  
 退院の日を待ちわびる立夏かな  
 物ともせず梅雨の湿りを翔タイム

田尻みな子  
 菊池 蘇水  
 藤本じゅん子  
 藤本 征男  
 松嶋よう子  
 中島 敬吾

## 兼題(扇・団扇・扇風機)

季は巡り少し埃の扇風機  
 着物着て帯に挟んだ白扇よ  
 冷ますのに焚きつけるのにこの団扇  
 状差しに来民の団扇さりげなく  
 日系伯人母国へ馳せる舞扇  
 肋骨の折れたごとくに捨団扇

松嶋よう子  
 田尻みな子  
 藤本じゅん子  
 中島 敬吾  
 菊池 蘇水  
 藤本 征男

## 短歌

テレビ見る毎日起こる犯罪に  
 心はいたむ情けないほど  
 息子今永き勤めを成し遂げし  
 月日はながれ妻のささえに  
 雑な庭名高い花はないけれど  
 咲いた花にはよろこびあふれ

Y・T

## 俳句

屋久島は 海に浮かんだ 夢の島  
 白川が 濁流となって 渦を巻く  
 屋久杉は 苔におおわれ 千年も

田尻 盛隆

## 皆さんの作品を掲載します

「広報 みなみあそ」では、団体加盟の作品の他、市民の皆さんの作品をお待ちしています。俳句や短歌、イラストなど、どしどしお寄せください!

〈提出日〉毎月5日締め切り

〈宛先〉〒869-1404 南阿蘇村大字河陽1705-1

南阿蘇村役場 政策企画課企画係

〈Eメールアドレス〉skikaku@vill.minamiaso.lg.jp

〈お問い合わせ〉政策企画課企画係 TEL0967 (67) 2230

※作品を提出される際は、必ず「お名前」「連絡先」をご記入ください。

南阿蘇

消費者相談室から Vol.124

お問い合わせ

南阿蘇消費者相談室 TEL0967 (67) 2244

相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時 南阿蘇村役場総務課

高森町消費者相談室 TEL0967 (62) 1111

相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

## 「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者要注意!!

先月の大雨はひどかったですよね。おかげで線状降水帯という言葉を知りました。こういう自然災害があると、被害があった地域に狙いを定め、悪質事業者も出てきます。事例を紹介しますね。

【事例】「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を承諾した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請をサポートする」と説明されたため、その場で保険金申請代行の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険料支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請が自分で行うことができる。クーリングオフしたい。(70代男性)

こちらの相談内容に類似した事例が以前、地震、豪雨災害の後、南阿蘇村でもありました。電話口で「今回、南阿蘇村の方が被害調査の対象になっています」と、さも公的機関の正式な調査依頼のような声かけをしてきたようです。

「保険金を使って、自己負担なく住宅修理ができる。申請はサポートします」という甘い言葉には注意してください。高額な手数料や修理をキャンセルした場合の違約金を請求するケースもあります。

保険の申請は契約している保険会社に問い合わせるのが一番です。申請に手数料はかかりません。

損害保険は経年劣化による損害は対象外にもかかわらず、うその理由で申請を勧めてくる場合もあります。応じると詐欺に加担することになりますから注意してください。

困ったときは早めに南阿蘇消費者相談室までご相談ください。